

平成30年度 第2回宮城県文化財保護審議会 議事録

日 時	平成31年1月16日（水）午前10時00分～午前11時30分
場 所	宮城県行政庁舎11階 第二会議室
出 席	阿子島委員，永広委員（会長），近江委員，川島委員（副会長）， 熊谷委員，佐藤委員，永井委員，長島委員
出席職員	須田文化財課長ほか（別紙名簿のとおり）

1 開会（佐藤副参事兼課長補佐）

ただいまから，平成30年度第2回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。
開会に当たりまして，高橋教育長から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ（高橋教育長）

宮城県文化財保護審議会の開会に当たりまして，一言ごあいさつを申し上げます。
委員の皆様方には大変お忙しい中，ご出席を賜りましたことに感謝を申し上げます。また，
日頃から本県の文化財保護行政の推進につきまして，格別の御指導と御協力を賜りあらためて感謝を申し上げます。

さて，東日本大震災からまもなく8年が経過しようとしていますが，県といたしましては，
将来を見据えた創造的な復興をさらに進め，復興の総仕上げに向けて，様々な分野において
復興推進に現在取り組んでいるところであります。このような中，被災した文化財につきましても
相当数が修復を完了しており，復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査も順調に進捗しているところ
でございます。今後とも，市町村と緊密に連携を図りながら，着実に復興が成し遂げられるよう
対応してまいります。

本日の審議会では，これまでの審議会でご協議いただきました諮問リストの中から2件の文化財「
県指定文化財の指定」についてお諮りし，御審議を賜りたいと思っております。その他にも8
件の報告事項があり，盛り沢山の内容となっておりますが，どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに，今後とも本県文化財保護行政の推進につきまして，特段の御指導と御協力を賜り
ますよう，改めてお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（佐藤副参事兼課長補佐）

本日の審議会の定足数について報告いたします。

委員総数11名に対しまして，8名の委員の皆様にご出席いただいておりますので，文化
財保護審議会条例第6条第2項に規定する，会議の定足数を満たしております。

(高橋教育長退席)

(佐藤副参事兼課長補佐)

それでは、ここから議事に入らせていただきます。

議長につきましては、文化財保護審議会条例第6条第1項の規定により会長にお願いすることとなっております。永広会長、よろしくお願いいたします。

3 議事（永広会長）

よろしくお願いいたします。議事に入ります前に、今日の議事内容について公開、非公開についてお諮りしたいと思います。本日の諮問事項について特に問題はないと思いますので、議事内容については公開とさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし。」との発言)

(永広会長)

特にご異議がないようですので、本日の議事内容については、公開とさせていただきます。傍聴人等がいらっしゃれば御入室をお願いします。

(報道、傍聴人入室)

(1) 諮問事項（永広会長）

それでは議事の諮問事項に入りたいと思います。

県指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

(須田課長)

今回は2件の指定候補を諮問いたします。いずれも有形文化財（建造物）で、これまで指定のほとんどなかった江戸時代後期から末期の社寺建築です。

まず1件目は、「竹駒神社唐門」1棟です。資料は2頁から13頁です。

所在地は岩沼市稲荷町、所有者は竹駒神社です。

竹駒神社は、小野篁が承和9年（842）に伏見稲荷を国府鎮護の神として勧請し、武隈の地に祀ったことが草創とされます。以降、各時代の領主から崇敬され、天文6年（1537）には伊達植宗による再興、藩政期には藩主並びに藩主の命による寺領・社領の寄進や社殿の造営等、境内の整備拡張が行われました。

境内は、東面して鳥居と楼門、その奥を社殿としており、この社殿神域の結界として機能するのが今回諮問の唐門です。

平成2年5月には竹駒神社の社殿、唐門、楼門が岩沼市指定有形文化財に指定されております。しかし、指定から半年後、惜しくも寛政8年(1796)建立の社殿が放火により焼失しており、現在は唐門と楼門のみが市の指定となっております。

唐門の構造規模は、屋根を向唐破風形式とする四脚門で、梁行・桁行とも5.4メートルの規模を有します。組物を多用し、軒の出も深い雄大な門です。また、柱上には組物のほか、流麗かつ精緻な彫刻をふんだんに施しております。

建築年代を示す棟札等明確な史料はありませんが、現状に近似する天保9年(1838)の指図が残っております。また、控柱根巻金物の一つには天保13年(1842)の銘が刻まれており、解体調査の結果、この金物は柱を建てる前のものであることが明らかとなりました。彫刻等の文様などからもこの時期の建築であることは間違いなく、天保13年(1842)、まさに竹駒神社創建1000年を記念する事業として建てられたものと推察されます。

建立後は、明治9年(1876)に屋根修理、明治40年(1907)に扉修造、大正10年(1921)に屋根が銅板葺に改められました。なお、銅板葺以前は、前述の指図と古写真から、柿葺であったと考えられます。近年は、平成18年から21年にかけて解体修理並びに耐震補強を実施し、その成果は報告書として纏められました。なお、東日本大震災ではこの補強が功を奏し、被災を免れております。

有形文化財の評価としては、楼門から奥の神域をさらに格調高く整える役目を担っており、この頃に完成する社頭景観構成要素としては、当時の社殿が失われた現在、最重要建造物であると言えます。また、向唐門形式の門としては県下他に類を見ない大きさであり、随所を賑やかに装飾する彫刻類はいずれも精緻で、江戸後期から末期の特徴をよく表しております。保存状態も良好で、さらに建築年代が明らかな点においても評価ができます。このことから、竹駒神社唐門は本県にとって貴重な有形文化財(建造物)であり、高い価値を有していると考えます。

続きまして2件目、「篁峯寺観音堂」1棟です。資料は14頁から25頁です。

所在地は遠田郡涌谷町篁岳字神楽岡、所有者は篁峯寺です。

篁峯寺は、宝亀元年(770)草創、大同2年(807)開基の天台宗寺院で、古くから殺生禁断・女人禁制の聖地として知られ、また南北朝から江戸時代には奥州鎮護の祈願所として歴代の領主から庇護を受けております。寺院は篁岳山上の堂宇とその周りの坊舎からなり、その中心境内に十一面観音を本尊とする観音堂があります。

篁峯寺では、頭屋制の旧態が伝承されている正月行事が宮城県指定無形民俗文化財に指定されているほか、建造物では平成17年に坊舎の一つである仁王堂が、平成30年に観音堂、白山社、仁王門が涌谷町指定有形文化財に指定されております。

観音堂は、その昔に、坂上田村麻呂が戦死者を供養した塚と伝えられている山なりの基壇上に建ち、平面は一辺14.9メートルの方形で、宝形造の屋根をのせ、前面三間には唐破風向拝が付きます。内部は、前面二間及び左右背面一間通りを外陣とし、残り正面三間奥行三

間が内陣となり、内陣奥には宮殿型厨子が置かれます。

天保13年(1842)、堂宇が全焼するという事態に見舞われ、当時の坊舎18坊中11坊も焼失しております。現在の山上堂宇は、凡そこの大火以降に整えられたものです。観音堂の明確な再建年代を示す史料はありませんが、明治23年(1892)の天台座主宛報告控にその建立年を嘉永4年(1851)とする記述があり、様式からみても凡そこの頃の建築として間違いないと考えられます。

建立後は、明治24年(1891)に屋根を茅葺から木羽葺に改めるとともに、厨子や内陣外陣等を造作、明治28年(1895)には気仙大工による内陣欄間彫刻を施しております。また、昭和25年(1950)には、小倉強東北大学教授の設計で、屋根を銅板葺に改めました。

近年は、平成11年から12年にかけて内部板壁の打ち増し、平成19年に縁廻り並びに正面階の改修、さらに東日本大震災の災害復旧として向拝水引虹梁・海老虹梁・木鼻の補強を実施しておりますが、概ね旧状を保護・踏襲しながら実施されております。

有形文化財の評価としては、重要文化財陸奥国分寺薬師堂と同規模で、江戸時代に建てられた仏堂としては県内最大規模の堂宇であり、天台密教一山寺院の中心建造物として雄大な姿を保ち続けております。また、内陣では、昭和40年代頃まで衆徒修行の場とし参籠を実施していたといい、本格的密教堂としても往時の形態をよく遺す貴重な例と言えます。なお、装飾は総じて江戸後期から末期の特徴を有しつつも、一部に独創的な意匠も垣間見られます。保存状態も良好で、また建築年代並びに改修年もほぼ明らかな点においても評価ができます。

このことから、笹峯寺観音堂は本県にとって貴重な有形文化財(建造物)であり、高い価値を有していると考えます。

以上2件につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

(永広会長)

ありがとうございました。いずれも江戸後期、末期の建造物ですが、指定はそれぞれ別件ですので分けて議論したいと思います。

最初に竹駒神社の唐門について事務局からの報告についてご質問、ご意見があればお願いいたします。

(永井委員)

今の指定の説明にありましたように、県内にある唐門としては大規模でしかも彫刻なども非常にしっかり作られています。竹駒神社の最後に参考文献として私が書いたものをあげていただいておりますが、竹駒神社にある資料を見ると伊達家が社頭景観を整えるということ積極的に行っていました。街道から町屋が立っていて神社がよく見えないから、社頭景観を形成するのにずいぶん伊達家が関与している。一連の歴史の中で社頭景観が整えられていて、現在あるような神社の神域が形成されています。残念なことに本殿と拝殿は火事

でなくなりましたが、社頭景観が完成したころの遺構としても非常に価値があると思われます。また指図が載っていましたが山形の大工の家に伝わっていたり、あるいは柱の根巻の金物も山形の鋳物師が作ったと書かれていたり、竹駒神社の信仰範囲も窺える貴重な資料と考えています。

(永広会長)

他に何かありますか。私から1点質問ですが、今回唐門に限って、楼門とセットでなかったのは楼門の建築年代が唐門と大きく違うということが理由でしょうか。

(須田課長)

建築年代としてはほぼ同じ時期ですが、類例がほかにも楼門としてはありまして、さらにそれよりも古い年代のものも県内にはあるということで、楼門はほかの調査研究が進んだ時に評価してもよいのではということで、永井先生が言われたような評価という点でまずは唐門をと考えています。

(永広会長)

ただ、いろいろな評価のところにあるように社頭景観も構成要素の評価の大きな一部になっていると思いますが、そうすると楼門も当然社頭景観に大きく入ってくるのでは。景観を重要視するのであれば楼門・唐門がセットでもいいような気はしますがどうですか。

(永井委員)

楼門についてはこれから神社で修理したり、調査したりするご予定があるようですので、もう少し詳しく調査して建築の経緯等が確定した段階でもよろしいかと思ひます。

(永広会長)

そのときに追加ですね。

(永井委員)

その他、境内の中にいろいろ摂社とかがたくさんあり、古い時代のものが3棟位ありますので、その辺については市のほうでいろいろ考えていて、社頭景観全体としては建造物としては維持できているのではないかと考えています。

(永広会長)

次の2件目の篁峯寺観音堂に移りたいと思ひますが事務局からのご説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

(川島副会長)

24ページの写真に関わることですが、内陣の欄間の彫刻は気仙郡の「末崎」と読んでいかと思いますが、末崎の村の大工が、やはり一般的に言われている気仙大工が作ったと認識してよろしいですか。

(関口保存活用班長)

篋峯寺では気仙大工が関わったという言い伝えは残っているようですが、具体的に気仙地方の大工が関わった記録としてはこちらの欄間彫刻、明治時代のものが唯一です。

(川島委員)

ありがとうございました。

(永広会長)

本来これは「末」ではなく「末」ですよね。元の字が誤字ですので直してもよいと思います。その他特にございませんか。竹駒神社唐門も含めてこの2件の県指定について特にご異論はございませんか。

それでは本日の諮問事項の文化財の指定について審議はここまでとしまして、審議が終わりましたので、県教育委員会に対する答申の取りまとめを行いたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

(関口保存活用班長)

答申文の読み上げをさせていただきます。

竹駒神社唐門 1棟

一間一戸四脚向唐門，屋根銅板葺，梁行五・四メートル，桁行五・四メートル

竹駒神社は、承和9年(842)草創の神社で、各時代の領主から崇敬されてきた神社である。境内は、岩沼市中心部を南北に走る旧奥州街道の西側に位置し、東面して鳥居と楼門、その奥を社殿とするが、社殿神域の結界として機能するのがこの唐門である。

唐門は、屋根を向唐破風形式とする四脚門で、梁行・桁行とも5.4メートルの規模を有する。建築年代は、控柱根巻金物の銘などから天保13年(1842)であることが明らかで、竹駒神社創建1000年を記念する事業として建てられたものと推察される。

楼門から奥の神域をさらに格調高く整える唐門は、江戸時代に完成する竹駒神社の社頭景観構成要素として、当時の社殿が失われた現在、最重要建造物であると言える。また、江戸時代に建てられた向唐破風形式の門としては県下他に類を見ない巨構で、深い軒と相まって雄大な姿を示している。随所を賑やかに装飾する彫刻類はいずれも精緻であり、江戸後期から末期の特徴をよく表す。

総体として、歴代の領主に重視されてきた神社らしい門であり、その社格を現代に確実に

伝えている。建築年代が明らかな点においても、学術的並びに歴史的価値は高い。

以上のことから、竹駒神社唐門は本県にとって貴重であり、宮城県指定有形文化財（建造物）に指定することが適当である。

籠峯寺観音堂 1棟

正面五間，奥行六間，屋根銅板葺，正面三間向拝付

籠峯寺は、大同2年（807）開基と伝わる天台宗寺院で、古くから殺生禁断・女人禁制の聖地として知られ、南北朝から江戸時代には奥州鎮護の祈願所として各時代の領主から庇護を受けた。籠岳山上の堂宇とその周りの坊舎からなり、その中心境内に十一面観音を本尊とする観音堂がある。

観音堂は、実長14.9メートルの方形平面に宝形造の屋根を架し、前面三間に唐破風向拝が付く。内部には、内陣の周囲に外陣を配し、内陣奥は宮殿型厨子が置かれる。建築年代は、嘉永4年（1851）との記録があり、籠峯寺一山がほぼ全焼した天保13年（1842）の大火以降に建てられたことが分かる。

江戸時代に建てられた仏堂としては県下最大規模であり、天台密教一山寺院の中心建造物として雄大な姿を保ち続けている。また、内陣では、近年まで衆徒修行の場として参籠を実施していたといい、本格的密教堂としても往時の形態をよく遺している。

装飾は、総じて江戸後期から末期の特徴を有しつつも、一部に独創的な意匠も垣間見られる。建築年代並びに改修年もほぼ明らかで、学術的並びに歴史的価値は高い。

以上のことから、籠峯寺観音堂は本県にとって貴重であり、宮城県指定有形文化財（建造物）に指定することが適当である。

（永広会長）

ただいまの事務局案についてご意見がございましたらお願いします。

（永井委員）

竹駒神社のほうですが、「楼門から奥の神域をさらに格調高く」というところで、次の行で「当時の社殿が失われた現在」と書くと、全部当時の社殿が無くなった感じがするので、「当時の本殿、拝殿が失われた現在」とされるのが良いかと思いますがどうでしょうか。

（永広会長）

事務局いかがですか。

（関口保存活用班長）

社殿というと全てが無くなったような感じがしますので、問題はないので変更したいと思います。

(須田課長)

修正いたします。

(永広会長)

その他ありますか。

(永井委員)

伊達家でずっと社殿が整備された、整った時期のということで江戸時代末期ぐらい後期ぐらいの社殿というか社頭景観を構成する建物は。本殿はいつでしたか。

(関口保存活用班長)

本殿は寛政8年(1796)に建立したものが平成に焼失しています。

(佐藤委員)

江戸時代に完成する。

(永井委員)

そうですね。

(永広会長)

ちょっと時間に幅がありますね。

(永井委員)

一気にできた訳ではなくて、徐々に整備されていって江戸時代に完成する当時でということでもいいのかなと思います。

(永広会長)

篋峯寺観音堂の文章で最後から二段落目「装飾は」から始まる場所ですが、「総じて江戸後期から末期の特徴を有しつつも、一部に独創的な意匠も垣間見られる」という文章になっています。先ほどの説明文もそうでしたが、説明文は他にもいろいろな文章があつて気にならないのですが、これだけが答申書で出てくると弱くなって、「有しつつも」で切れて「一部に」となると、独創的なほうがより評価されているように受け取られる恐れがある。

多分この観音堂の場合には、江戸後期・末期の特徴を持っていることが一番重要なので、文章をどうしていいかわかりませんが、「江戸後期から末期の特徴を保持している。有している」でいったん切って、それに加えて「一部に独創的な意匠も垣間見られる」としておい

た方が今回の指定理由としてはいいのかなと思います。

(永井委員)

逆の方がいいかもしれません。

(永広会長)

「独創的な意匠も見られるが」ですね。そちらの方がいいですね。

(永井委員)

彫刻は見るとすぐに嘉永という年代が浮かんでくるような綺麗な彫刻です。その部分的に袖切が短いとか、ちょっとした特徴があるというのが本当のところだと思いますので、ご指摘のように「江戸後期から末期の特徴がよく現れている」というのを前面に出された方がいいかと思います。

(永広会長)

「装飾は」で始まって「一部に独創的な意匠も垣間見られるが、総じて江戸後期から末期の特徴を有している」あるいは「よく残している」がいいですか。

その他何かご意見ございますか。それぞれについて各 1 点の文章修正以外は御異議がないようですので、承認することといたします。なお、事務的な処理については事務局に一任します。

以上で教育委員会から諮問されました県指定文化財の指定についての審議を終わります。続いて 2 番目の報告事項に移りたいと思います。事務局からお願いします。

(2) 報告事項 (関口保存活用班長)

クリップ止めの報告事項の資料をご覧ください。報告事項としてはイ～チの 8 項目を報告します。まず 1 頁をご覧ください。報告事項イとして本審議会の部会である松島部会について、前回審議会以降 1 2 月までの内容の報告です。松島部会は偶数月に開催しており、特別名勝松島に係る現状変更の協議と諮問、事務局決裁の協議の報告を行っています。この半年で諮問、答申は 1 2 月の 1 回のみとなっております。それ以前にも数回部会によって協議を重ね、適切な現状変更審議を戴いております。その他毎月部会長決裁で現状変更毎回、5 件～10 件許可について審議をいただき許可をしています。続いて 2 頁、報告事項ロー 1 について、東日本大震災に関わる復旧・復興事業について報告 3 件です。2 頁目、指定文化財等災害復旧支援事業の被災した指定文化財等に係る補助事業の一覧を掲載しています。震災翌年度の平成 24 年度をピークに徐々に減少傾向にあるが、県指定文化財は平成 27 年で完了しました。ただ国指定では名勝斉藤氏庭園(石巻市所在)は、平成 32 年度まで修理が続くことになっています。また市町村指定や登録については、着手が遅れ、また滞っている

事例も見られます。引き続き当課では所有者、市町村に寄り添いながらきめ細かい対応をしていきたいと考えています。

続いて3頁目、復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業について担当班長からご説明します。

(佐藤埋蔵文化財第二班長)

復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業についてご報告します。発掘調査については高台移転等住宅関連事業、復興道路関連事業、県市町道関連事業、ほ場整備関連事業、漁業集落防災機能強化事業、その他被災個人住宅・中小零細企業再建等に伴う調査があります。今年度については高台移転の調査を1件行い、もう1件については工事仕様の対応によって工事立ち合いということになり、いずれも調査は終了しています。復興道路関連事業では小屋館城跡で本発掘調査を実施し終了しています。道路関連の事業は7遺跡で試掘確認調査を実施しました。ほ場整備関連事業では多賀城市の1遺跡で本発掘調査を実施しています。その他東松島市6遺跡で試掘確認調査を実施しました。漁業集落防災機能強化事業については6遺跡で調査を実施しています。その他被災個人住宅・中小零細企業再建等に伴う調査については、適宜緊急的な対応をしています。発掘調査体制については記載のとおりです。

今後の復興調査の予定、現状ですが高台移転等住宅関連事業は今年度で終了しました。ほ場整備に伴う調査についても9割方終了しています。現在は道路関連事業、漁業集落防災機能強化事業などに伴う調査が今後も予定されていますが、環境整備が整い次第実施する予定です。復興調査全体で、発掘調査については概ね9割ほどの調査が終わっているというところですが、今後も気仙沼市、石巻市、多賀城市、山元町を中心に見込まれています。発掘調査とともに終了した後の報告書作成作業が現在本格化しており、平成32年度までの業務完了に向けて県、市、町で協力しながら進めていきたいと考えています。

(関口保存活用班長)

続きまして東日本大震災に関わる復旧・復興事業の3つ目です。5頁をご覧ください。平成30年度宮城県被災ミュージアム再興事業についてのまとめです。こちらも指定文化財等と同様にピーク時から激減しており、本年度は3件のみの実施です。次年度もこの3件が継続しまして、内1件気仙沼市が来年で完了の予定です。最終年度である平成32年度までに東北歴史博物館、亶理町も完了の予定です。続きまして6頁、文化財の指定登録についてです。ここでは国指定・国登録となった文化財を毎回報告しておりますが、この半年で指定等はありませんでした。掲載しているのは登録有形文化財9棟です。事例はご覧のとおりで、仙台市の青葉神社6棟、石巻市河南の遠藤家住宅2棟、気仙沼市の旧平野本店1棟です。詳細は資料をご覧ください。続いて8頁をご覧ください。指定等文化財補助事業についてです。こちらは復旧・復興事業の2頁で報告しました、東日本大震災被災文化財復旧・復興事業とは別の一般事業・補助事業の報告です。県指定文化財と国指定等文化財に表を分けています

が、県指定文化財につきましては本年度補助事業として保存・修理等を行っているものは建造物と天然記念物のみです。このうち4番の志波姫神社本殿、さらに5番の天然記念物月観の松ですが、こちらの2件につきましては、9月下旬あるいは10月上旬に発生、上陸しました台風22号・24号の影響による環境保全事業です。続く国指定等の文化財ですがこちら10頁まで続いています。こちらの一覧については国庫補助事業がベースになっている事業、県内の事例全てを一覧で掲載しております。重要文化財や記念物の保存修理のほか、埋蔵文化財の発掘事業、あるいは活用事業、史跡等環境整備事業、各市町村で実施されています。また一部で平成28年度・29年度の繰り越し事業も本年度にかかり引き続き行っている件もありました。中でも5番の重要有形文化財の福應寺毘沙門堂の養蚕信仰絵馬については2ヶ年の繰り越しになりましたが今年度中に完了する予定です。続きまして11頁、ここからは指定文化財の現状変更等についてのご報告です。あらかじめ申し上げますと、平成27年度より指定都市、当県では仙台市がそれにあたりますが、仙台市に所在する文化財にかかる事務処理については、国指定については仙台市が文化庁と直接事務処理を行っています。仙台市の教育委員会とはすでに情報共有はしており、処理状況は把握していますが、この頁以降に掲載している指定文化財等に係る処理については、県教委が行ったものを掲載することとしている関係上、仙台市の案件は除かれているということをご承知おきください。それでは11頁からですが、過去2年間を含む今年度途中までの現状変更処理件数の一覧です。表を見ていただくと一目瞭然ですが、特別名勝松島の処理件数が突出しています。その多くは1頁のさきほど報告しました松島部会で処理を行っています。

続きまして12頁、ホー2これまでの史跡名勝天然記念物の現状変更の一覧です。前回の審議会から12月14日までに処理した現状変更を掲載していますが、11番から183番までが特別名勝松島の現状変更になります。この他国指定においては1番から10番になりますが特別史跡ならびに史跡において10件、天然記念物で3件、さらに県指定の史跡として1件、現状変更等の処理をしています。続いて20頁です。史跡名勝天然記念物、さきほどは現状変更等でしたが、こちらは滅失と毀損のご報告です。一覧に掲載の4件になりますが、2行目のカモシカですが、前回の審議会から12月14日までに101件の滅失届が提出されています。死因の内訳は多くは事故死、衰弱死、あるいは白骨化したために不明というものがほとんどです。さきほど申し上げたとおり、こちらの件数には仙台市が含まれていないため、仙台市を含めるとそれ以上のカモシカの滅失が提出されています。

続いて21頁です。有形文化財の現状変更・修理・滅失・き損等のご報告です。さきほど8ページでご報告しました台風22号・24号による環境保全ですが、志波姫神社では本殿に近接する立木が傾斜したことによる環境保全を行った関係上、こちらの毀損等の報告には掲載されず、き損届としては処理していません。なお、話が前後しますが、さきほど20頁のほうでも月観の松の台風被害についても処理はしていませんが、月観の松でも支柱等の倒壊で、文化財そのものの直接的なき損ではないため処理はしていません。続いて22頁から23頁までは指定文化財の公開許可についてのご報告です。この半年で国指定につい

ては2件の進達、県指定については7件の許可を処理しています。23頁は公開承認施設での事後報告です。東北歴史博物館の3件を進達しています。公開承認施設につきましては、東北歴史博物館のほかに県内では仙台市博物館もありますが、さきほど申し上げたとおりです。仙台市から直接報告が行っている関係上ここには掲載されていません。

続いて24頁の埋蔵文化財の発掘状況と成果については担当班長より報告します。

(吉野埋蔵文化財第一班長)

埋蔵文化財の発掘状況と成果ですが、今年度の県の発掘調査・整理には受託、執行委任、国庫補助によるものがありますが野外での調査は三陸道関連の小屋館城跡、執行委任によるもので栗原市の源光遺跡のみで、中世の小屋館城跡では堀跡、三年間主体的な調査をして堀跡を検出しています。源光遺跡では奈良時代の焼失住居が1軒見つかっています。どちらも調査自体は7月に終わり、現在は整理中で、小屋館城跡は昨年、同じく気仙沼市で調査した忍館城跡と合わせて来年度、源光遺跡については今年度に報告書を刊行する予定です。三陸道関連調査に関してはその刊行をもって全て終了になります。その他の執行委任、国庫補助の遺跡については、前に調査した分の整理・報告書作成を継続しているもので、その内、大崎市の団子山西遺跡については先月12月に報告書を刊行しています。次に市町村への調査協力ですが、ほ場整備関係で多賀城市、柴田町、七ヶ宿町、重要遺跡の確認で栗原市の入ノ沢遺跡、農道改良で加美町南北原遺跡の協力をしています。その内、比較的目立つ成果のあったものについては、栗原市の古墳時代前期の入ノ沢遺跡、集落を囲む南側の大溝の範囲が把握されています。加美町の南北原遺跡は菜切谷廃寺跡を挟んで、城生野柵跡から1キロほどのところにある遺跡ですが、農道の下を長さ90m位調査したところ、奈良時代から平安時代の残りのいい住居が9軒ほど見つかっています。遺物は少ないですが城生野柵跡の集落の様相の一端を示す遺跡と見られます。調査以外で資料にありました気仙沼市、石巻市、山元町の遺跡の整理作業を協力しています。発掘調査の届出件数をあげています。今年度の上半期を見ると、昨年度と比べてみると昨年度の半分を少し超すぐらいの量で、通常は上半期の方が件数は多いので、トータルとしては昨年度と同じ位になると見えています。

(関口保存活用班長)

引き続き25頁、平成30年度文化財に係る事業についてご報告します。

まずは宮城県地域文化遺産復興プロジェクトです。この事業は被災した文化遺産を復興し地域社会に還元していくことを目的として、平成23年以来継続しているものです。実施主体は当課文化財課を事務局とした実行委員会で、事業は情報発信事業、人材育成事業、普及啓発事業、記録作成事業、後継者養成の大きく5つの項目で構成されています。詳しくは資料をご覧くださいと思いますが、直近の事業として今月27日には仙台国際センターを会場として、伝統工芸技術・無形文化遺産(民俗芸能)の普及啓発事業を展開します。お手元にチラシをお配りしていますので、1月27日午前中から開催しますので、こちらの内容

もご参照いただければ幸いです。続いて28頁，第60回北海道・東北ブロック民俗芸能大会に係るご報告です。本年度は11月28日に横手市を会場として開催されました。宮城県からは県指定無形民俗文化財の薬菜神社三輪流神楽の保存会が出演し，保持団体として相応しい実績を重ねることができました。なお当日並びに前日の実行委員会には，当審議会の川島副委員長にもご出席いただいています。続いて29頁，文化財の観光活用による地域交流の促進事業です。この事業については地方創生，「推進交付金」を活用して行う観光関連事業の発展と地域交流促進を目的とした情報発信を行うものです。当課では平成27年度から継続的に宮城県の文化財の観光振興をこの事業で行っております。本年度は「美術工芸品編①」を作成中です。最後ですが30頁の「“伊達”な文化」魅力発信推進事業です。平成28年度に日本遺産として認定されました「政宗が育んだ“伊達”な文化」に係る「日本遺産魅力発信推進事業」の概要を3頁にわたり掲載しました。この事業は国庫補助事業としては本年度が最終年となっています。その総仕上げとしては情報発信，人材育成事業として，ストーリー紹介ガイドの養成と次世代育成，普及啓発事業としてツアー開発，ニッポン宝物プロジェクトの開催，ビジネスモデル構築などを行っています。さらに追加認定を受けました塩竈市所在の構成文化財，勝面楼の解説板設置も今年度行う予定です。事業主体は関係する市，町や団体で組織する「“伊達”な文化」魅力発信推進事業実行委員会です。当課はその事務局をしています。明日17日に実行委員会を開催しまして次年度事業の協議を行う予定です。

報告事項は以上です。

(永広会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について何かご質問はございますか。

(永広会長)

私から指定等文化財の補助事業の中の10頁の36番について，技術錬磨，伝統者養成ということで国庫補助がついていますが，もちろんこの技術面の継承は重要ですが，伝統産業という点から見ると，原材料としての雄勝玄昌石も重要な要素になっています。震災前まで雄勝明神の採石場が一カ所に減少していましたが，震災後操業停止したままで，原材料そのものの枯渇も問題になってきているのではないかと。雄勝スレートを用いた文化財の修復にも影響が出てくると思います。この原石山の復旧について何か補助とか構想がありますか。

(関口保存活用班長)

文化庁の考え方を申しますと，重要文化財（建造物）等の資材として，重要なものについては，文化庁としてもかなりケアしなければならないと考えており，現状としては植物性資材については「ふるさと文化財の森」を設定して，資材に関する啓蒙も含めてある程度補助

事業が動いています。ただそれは植物性資材に限定されており、鉱物性のもの、ここでいうスレート、あるいは最近京都のほうでも話題になっていますが、土壁の土のような鉱物性資材についても、文化庁としては検討しているところで、この先どうするか、私どもも相談を受けているところです。具体的に石盤葺きの材料をこの先どうするかというのは、産業とも絡みまして文化財としてどこまでケアできるかという問題はあると思いますが、さきほどご報告しました25頁、宮城県地域文化遺産復興プロジェクトにおきまして、26頁の事業3の2、伝統工芸技術（雄勝硯・石盤葺）普及啓発事業を展開していますが、今のところ雄勝硯に関してワークショップを中心にしておりますが、次年度以降は石盤葺という観点からもこの枠の中でできればと考えています。これが直ちに産業の復旧・復興に繋がるかどうかはわかりませんが、啓蒙についてお手伝いできればと考えております。

（永広会長）

純粹に産業だけで見ると実は原材料は大部分輸入材、硯石もスレートも輸入材で、現地のもものは例えば硯石でいえば、『雄勝伝承硯』として、特に銘打ったものだけが地元の原石、屋根用でいえば文化財の修復に主に使われていました。ただ東京駅の屋根は実際には雄勝産が3割位しか使われなかったということで、数量的には決定的に少なかった。幸いなことに、ものがなくなるわけではなく、原石そのものが山にはありますが、時間が経つと掘削すると経費がどんどん高くなってますます復旧が難しくなる。特に文化財の補修という観点からすると量としては多くなくともいいですが、原石の加工技術もきちんとした形で残して行かないと、近い将来たぶんストックされている原石がほとんど無くなってきていると思います。いろいろなところで問題が出てくるかと思う。ただ県がどの位のことができるかというのがありますが、何か機会があれば、国庫補助等でそれに該当するようなものが見つかった時にはきちんと対応していただければと思います。よろしくお願いします。

（須田課長）

佐々木信平さんは唯一の石盤葺の選定の方で、後継者育成等にも尽力していただいておりますが、そのところも県としてご協力していきたいと考えています。話は違いますがスレート葺きの建造物も指定として考えられないかという話をしているが、文化として北上川流域から三陸の建造物というのも地域を代表するものと思っていますので、今後の伝承もできればいいと考えています。

（永広会長）

私の所属する日本地質学会では3年前に各県の石として、県の岩石と鉱物と化石をそれぞれ一点ずつ指定して、地域の産業や観光の創生に役立てほしいということで、宮城県の岩石として雄勝玄昌石が選ばれたという経緯があり、個人的にも大いに気にしていますのでよろしくお願いします。

その他なにか報告事項についてご意見ありませんか。

(近江委員)

内容についてと言うことではないですが、今日臨むにあたって、指定の資料については事前にお送りいただいておりますが、報告事項については、今この場で読んでかいつまんでのご説明なので全貌については詳しく分からない状況で、審議するのは大変こちらとしても困惑する訳です。報告事項についていろいろな問題があると思いますが、これについても事前にお送りいただけませんか。

(須田課長)

お送りすることは可能です。

(近江委員)

かなり盛り沢山なのでかいつまんでのご説明だけでは理解できない部分もありますし、しっかり読みたい部分もありますが、さっと通り過ぎてしまう感じです。もう少し詳しく知りたいと思いますので、可能であれば報告事項についても資料を事前にお送りしていただければありがたいです。

(須田課長)

わかりました。少し前になりますのでデータ等は古いデータになるかも知れませんがお送りします。ご指摘ありがとうございます。

(永広会長)

ではよろしくお願いします。その他ありませんか。

特になければ報告事項はこれで終わりたいと思います。その他ですが何か委員の先生からありますか。

(長島委員)

情報提供ですが、仙台市太白区にあります十八谷観音堂に観音菩薩立像という県指定の有形文化財が安置されておりました。現在は防犯上の問題や保存環境の問題で、仙台市博物館で保管していますが、その観音菩薩立像を東北工業大学と県の産業技術総合センターと仙台博物館が協力して、そのレプリカを作るということで、3Dプリンターを使って作り着色等も行って、本日の午後4時から東北工業大学一番町ロビーでお披露目があるそうです。なお地元としては本尊が不在になっているお堂に戻してもらって、地元の信仰の対象として伝えていきたいという気持ちが非常に強いそうです。3Dプリンターがある意味展示物というものだけではなくて、地域を支える信仰の対象としても今後活用できるという一

つの先駆的な試みだと思っています。着色の具合とか私も拝見したいので夕方覗いてみたいと思います。一応、東北で最古の可能性があるとされている木造の観音菩薩立像です。

(永広会長)

今回のレプリカはまだもとの観音堂にお戻しすることになってはいないですか。

(長島委員)

そこまではまだ聞いていません。把握しておりませんでした。なお経費が非常に木造で行うよりも安いです。数十万円だそうです。高さは等身大で150センチメートル位です。

(永広会長)

小さいものでも数十万円しますが。精度の問題もあります。

(長島委員)

パーツごとに作って組み立てたそうです。

(永広会長)

ありがとうございます。その他ございませんか。
ご意見がありませんので本日の議事の一切を終了します。皆さまご協力ありがとうございました。事務局にお返しします。

(佐藤副参事兼課長補佐)

永広会長，ならびに委員の皆さま大変ありがとうございました。
これを持ちまして，平成30年度第2回宮城県文化財保護審議会の一切を終了させていただきます。ありがとうございました。